

住民主体の移動支援に係る政策動向

令和4年3月9日
中国四国厚生局健康福祉部
地域包括ケア推進課

！ 介護保険制度からみた高齢者の移動支援の意義とは？


- 運転免許返納、買い物難民、通院機会の確保 ⇒ **日常生活の継続**
- + 外出をすること、地域とつながること（社会参加） ⇒ **介護予防の効果**

！ 地域でどのように高齢者の移動手段を確保するか？

- 地域のバス（路線バス、デマンドバスなど）・タクシー
- + 市町村やNPOが行う自家用有償旅客運送（福祉有償運送など）
- + **住民の多様なニーズへの柔軟な対応** ⇒ **住民主体による移動支援**

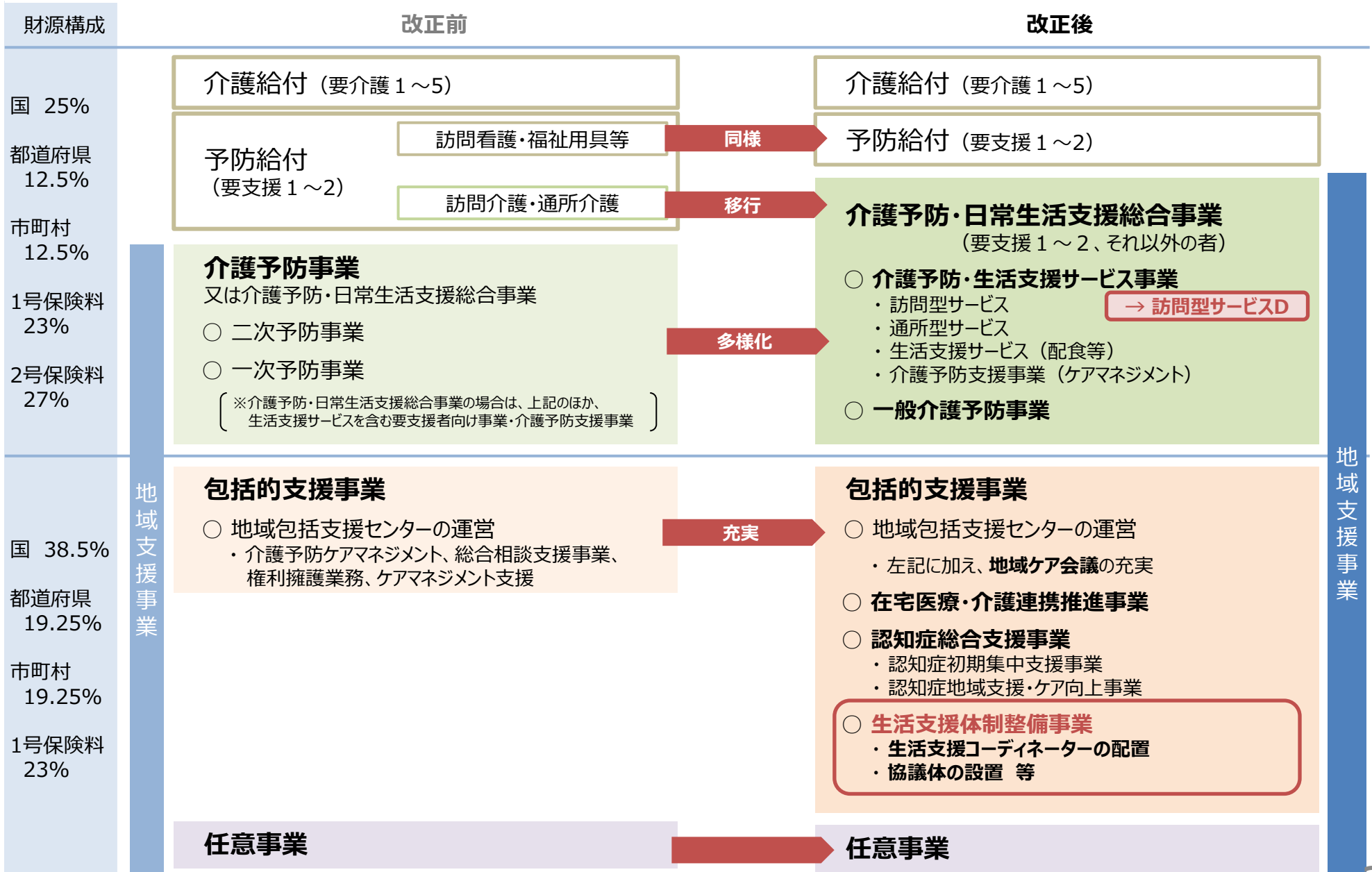


**平成27年度に介護予防・日常生活支援総合事業を現在の体系に見直し
（訪問型サービスDの創設・生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターの配置等）**



※道路運送法における許可・登録を要しない運送に対する市町村の支援の制度化

地域支援事業の改正（新しい総合事業：平成27年度～）



地域支援事業

総合事業における移動支援・送迎サービスの類型

総合事業	類型	目的地	概要（介護保険制度・道路運送法）	イメージ図
訪問型サービスD	通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援	介護予防ケアマネジメントにより決定	<ul style="list-style-type: none"> 送迎前後の付き添い支援に関する間接経費は、補助の対象となるが、移送に関する直接経費は対象とならない。 利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることも可能。 	<p>図表 2-3 類型1: 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援(訪問D ケース1)</p>
	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎	通所A・B・C、通いの場	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業による「通いの場」等への送迎であるので、間接経費の他、移送に関する直接経費も補助の対象とすることが可能。 送迎利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることは可能。 	<p>図表 2-5 類型2: 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎(通所B/C)一般(標準型)</p>
通所型サービスB・C 一般介護予防事業	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	通所B・C、通いの場	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業による「通いの場」等への送迎であるので、間接経費の他、移送に関する直接経費も補助の対象とすることが可能。 ただし、通いの場等の利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの場等の利用料金のみ。 	<p>図表 2-4 類型3: 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎(訪問D ケース2)</p>
	生活援助等と一体的に提供される送迎	介護予防ケアマネジメントにより決定	<ul style="list-style-type: none"> 様々な生活援助等と一体的に送迎を行うもの。補助の対象は、間接経費のみ。 利用者から受け取れるのは送迎利用の有無に関わらず、定額の生活援助等の料金のみ。 	<p>図表 2-6 類型4: 生活援助等と一体的に提供される送迎(訪問B)</p>

+ 生活支援体制整備事業を通じた地域での取り組み（介護保険制度からの補助なし）

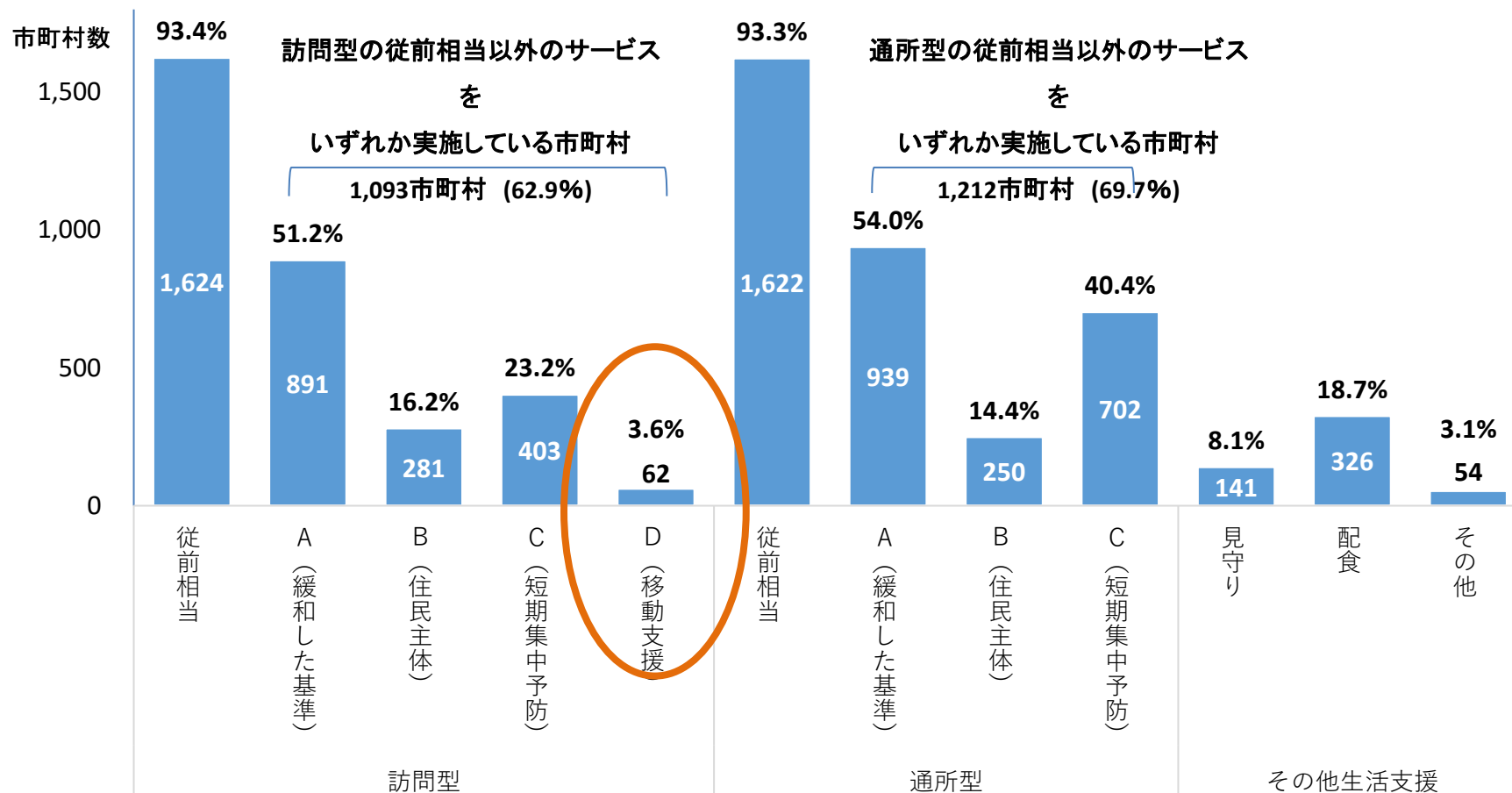
資料出所：令和元年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業」
「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」（令和2年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）をもとに作成

総合事業の実施状況（令和元年度実績）

サービス事業を実施している市町村数を見ると、従前相当サービスを実施している市町村は、「訪問型」で1,624市町村（93.4%）、「通所型」で1,622市町村（93.3%）である。従前相当以外のサービスをいずれか実施している市町村は、「訪問型」で1,093市町村（62.9%）、「通所型」で1,212市町村（69.7%）であった。

n=1,739

サービスを実施している市町村数



*令和2年度に実施した「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況」（令和元年度実施分）に関する調査（第2弾）」（以下、「厚労省調べ」という。）の調査結果をもとに集計。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00007.html

総合事業（補助事業）の補助対象の拡充（令和2年度～）

地域支援事業実施要綱（抜粋）※令和2年度改正

別記1 総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業（エ）サービスの提供 ② サービス提供の留意事項（d）について

補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることも可能である。

【移動支援・送迎に関するボランティア奨励金の取扱い】

- この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎にも活用することが可能です（ただし、補助の場合のみ。委託は不可）。
- 訪問型サービスDのケース1）に該当する、「類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」については、**送迎前後の付き添い支援を対象**に奨励金を補助することができます。
- 訪問型サービスDのケース2）に該当する、「類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」については、**ボランティア運転者が行う送迎とその前後の付き添い支援を対象**に奨励金を補助することができます。ただし、「ボランティア運転者が行う送迎」を対象とした奨励金を補助することができるのは、道路運送法の許可・登録を受けている場合に限られます。
- また、「類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」については、通所型サービス・通いの場の運営に対する奨励金と**一体的に補助**することが可能です。
- 訪問型サービスBに該当する、「類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎」については、移動支援・送迎は団体が提供する多様な生活援助のうちの1つであるため、**生活援助の提供に係る活動全体に対する奨励金**として補助することが可能です。
- 奨励金の活用が、運転者の確保等につながれば、**地域の支え合いの仕組みの中で行われる移動支援・送迎の取組の持続可能性の向上も期待**されます。

総合事業（補助事業）の対象者の弾力化（令和3年度～）

○介護保険制度の見直しに関する意見書（令和元年12月27日）（抄）

- ・現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、**介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行う**ことが重要である。
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、**弾力化を行う**ことが重要である



○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月22日厚生労働省令第176号）

① 総合事業の対象者の弾力化【第140条の62の4関係】

- ・介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。

② 総合事業のサービス価格の上限の弾力化【第140条の63の2関係】

- ・介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める額とする。

※施行日は令和3年4月1日

○対象者の追加イメージ

介護保険法
・要支援者その他の省令
で定める者



介護保険法施行規則
①要支援者
②チェックリスト該当者



今回の改正で追加

③ ~~市町村の補助により実施されるサービス（住民主体サービス）~~
を、要支援等から継続的に利用する要介護者

※ 介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型

	訪問型/通所型 従前相当サービス	訪問型/通所型 サービスA	訪問型/通所型 サービスB	訪問型/通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
提供方法	事業者指定	事業者指定、委託	補助	直接実施、委託	補助

総合事業（補助事業）の対象者の見直しの趣旨（令和3年度～）

- 令和3（2021）年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となります。
- これにより、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

見直しの内容

【現在】

- ・総合事業の対象者は「要支援者」「基本チェックリスト該当者」とされています。
- ・総合事業で、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対して運営費全体を補助するためには、「要支援者」「基本チェックリスト該当者」が利用者全体の過半数である必要などがあります。

◀住民主体のサービスへの補助の例▶

※あくまで例ですので、補助の方法は自治体により異なることがあります。



【令和3年4月以降】

- ・令和3年4月からの見直しにより、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も、総合事業の対象者となります。
- ・これにより、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、「継続利用要介護者」の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見ることになるため、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなります。
- ・これは、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。



！ ニーズをどのように把握するか？

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査など
- 地域ケア会議
- **生活支援体制整備事業を活用した地域とのつながりを活かした対話**
- **地域の住民からの日々の相談**



！ 今あるニーズをどのように地域で具体化していくか？

- 地域の公共交通施策 + 地域づくり施策との**連携・統合**
- 地域の住民との**共創**（総合事業のメニュー化は目的ではなく手法）

今回の調査研究事業の成果

- 住民向け手引き・リーフレットの作成 ⇒ 具体的な進め方
- 自治体（SC等含む）向け手引きの作成 ⇒ 政策目的、共創の考え方